

平成29年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

## 【2年短縮型】

# 法律科目試験問題：民法（配点：120点）

### 注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で4ページである。  
解答用紙は、全部で8ページである。  
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。  
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

第 1 問

以下の【設例】を読んで、後掲の問 1 から問 3 に答えなさい。なお、各問は相互に独立した問題である。

【設例】

S は精密機械ねじの製造業を営むものである。S に対して、A は平成 26 年 1 月 10 日に 300 万円の貸金債権（a 債権）を、S の親類である B は同年 2 月 10 日に 100 万円の貸金債権（b 債権）を、金融機関である C は同年 3 月 10 日に 500 万円の貸金債権（c 債権）を、金融機関である D は同年 4 月 10 日に 700 万円の貸金債権（d 債権）を、E は平成 25 年 12 月 10 日に原材料の鉄片の代金として 900 万円の売掛代金債権（e 債権）を取得している。S は甲不動産（時価 600 万円）、乙不動産（時価 1200 万円）、および丙債権（F に対する 200 万円の売掛代金債権）を有しているが、甲不動産には C のために抵当権が設定されており、乙不動産には D のために抵当権が設定されている。S には、以上のほかにめぼしい財産はない。

問 1 S は、平成 26 年 5 月 15 日、他の債権者への弁済が難しくなることを知りながら、自己の資産状況を知る B に甲不動産を贈与し、登記を移転した。現在は平成 26 年 6 月 1 日である。A は B に対して詐害行為取消訴訟を提起しようと考えている。この訴訟において、詐害行為取消権の要件は充足していることを前提として、A は具体的には何を求めることになるか、理由を付して答えなさい。（配点：20 点）

問 2 S は、平成 26 年 5 月 15 日、他の債権者への弁済が難しくなることを知りながら、自己の資産状況を知る D に乙不動産を d 債権の代物弁済として譲渡し、登記を移転した。その後すみやかに D の抵当権設定登記は抹消された。現在は平成 26 年 6 月 1 日である。A は D に対して詐害行為取消訴訟を提起しようと考えている。この訴訟において、詐害行為取消権の要件は充足していることを前提として、A は具体的には何を求めることになるか、理由を付して答えなさい。（配点：20 点）

(民法)

問 3 Sは、平成 25 年 12 月 10 日、e 債権の担保として、S の債務不履行を停止条件として丙債権を E に譲渡する旨を約し、その際 S と E は、あらかじめ S から作成交付を受けた債権譲渡兼譲受通知書（以下、本件通知書とする）を、上記停止条件が成就した場合に E が S との連名で F に送付することに合意した。平成 26 年 5 月 15 日、S が E に対して e 債権の弁済期にこれを弁済することができなかつたので、E は S との連名で本件通知書を F に発送し、同通知書は同月 18 日に F に到達した。F はこれを受けて同月 25 日に E に 200 万円を弁済した。現在は平成 26 年 6 月 1 日である。A は E に対して詐害行為取消訴訟を提起しようと考えている。A のする訴えが認められるか、検討しなさい。

(配点：20 点)

## 第 2 問

次の問いに答えなさい。

問 1 「譲渡担保」の定義と、その法的性質について説明しなさい。その上で、A が自己所有の不動産甲の所有権を、B の A に対する債権を被担保債権とする譲渡担保として B に移転し、所有権移転登記を経由したところ、被担保債権の弁済期前であるにもかかわらず、B が甲を C に売却し、C への所有権移転登記が経由された場合の法律関係を、譲渡担保の法的性質に基づいて説明しなさい。 (配点：20 点)

問 2 B は、建物を建築するために A の所有する土地甲を A から賃借する契約を締結し、土地甲の上に建物乙を所有し、乙につき自己名義の所有権の登記を有している。A ・ B 間の契約において、賃料の支払は、銀行振込みによって行うことと定められている。その後、B は建物乙を C に賃貸する契約を C との間で締結し（賃料は銀行振込みによると約定されている）、C は建物乙においてレストランを開業した。

以上の事例について、以下の(1)から(4)に答えなさい。なお、各問は相互に独立した問題である。 (配点：40 点)

(民法)

- (1) 開業後、Cは急に入院・手術することになった。Cは開店して間もないレストランを休業するのは経営上よくないと考え、調理師として同門のDに、「収益額の中から賃料をBの口座に振り込み、諸経費を支払った後、残りはすべてDの収入としてとっておいてください」と言って店を任せた。Cは入院に際して、手術をするためしばらく店をDに任せる旨を手紙でBに知らせたが、Bからの返事はなかった。3か月後、Cは退院し、店に復帰した。

この場合、BはCとの建物乙の賃貸借契約を解除することができるか。根拠条文を明記して要件を充足しているかどうかを確認した上で、法的根拠を明確にして答えなさい。

- (2) Bは事業のために資金が必要となり、Eから1億円の融資を受けた。その際、融資金債務の担保のために、この融資金債務を完済したときに登記を戻すという約束のもと、建物乙の所有権をEに移転して所有権移転登記を経由した。建物乙は引き続き、Bの管理のもとで賃借人Cが使用している。

この場合、AはBとの土地甲の賃貸借契約を解除することができるか。根拠条文を明記して検討しなさい。

- (3) その後、Cは外国で修業をすることになり、そのため建物乙の賃貸借契約を合意解除して、建物乙をBに返還した。Bは賃料収入が入らなくなったこともあり、Eに対する債務の返済が滞ったため、Eに建物乙を賃貸し、その賃料相当額を債務の弁済の一部に充てることとして、建物乙をEに引き渡した。現在Eは、建物乙に住居しているが、土地甲の賃料は、引き続き、BがAの口座に振り込んでいる。

この場合、AはBとの土地甲の賃貸借契約を解除することができるか。根拠条文を明記して検討しなさい。また、自らの結論と異なる立場への反論も示しなさい。

- (4) 現在、BのEに対する債務の残額は5000万円であり、建物乙の評価額は、借地権価格も含めて2億円である(現在、(3)の状態が継続しているが、土地甲に関するAB間の賃貸借契約については解除等のおそれがないものとする)。Bは債務の残額を支払う財源がなく、このままでは金利の負担が重くなるばかりだと考えて、Eに対し、受戻権を放棄するので、建物乙の所有権を確定的にEに移転し、清算金を支

(民法)

払ってくれるよう申し入れた。Bの請求は認められるか。理由を明らかにして答えなさい。